

契約書（案）

- 1 件 名 富山県営水力発電所 5 箇所の売電
- 2 契約期間 契約を締結した日の翌日 から 令和10年 3 月31日 まで
- 3 電力受給期間 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 から 令和10年 3 月31日24時 まで
- 4 契約単価 別添の電力受給契約のとおり
- 5 契約保証金 _____

上記の電力受給について、富山県企業局（以下「甲」という。）及び●●●●●（以下「乙」という。）は、別添の条項によって公正に契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住所 富山市安住町 2 番 14 号（北日本スクエア北館）
（発注者）氏名 富山県知事 新田 八朗 印

乙 住所 ●●●●
（受注者）氏名 ●●●●● 印

〔注〕受注者がグループを結成している場合においては、乙の住所及び氏名の欄には、グループの名称並びにグループの代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

電力受給契約（案）

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書に基づき、仕様書、乙が公募型プロポーザルにおいて提出した提案書（以下、「提案書」という。）及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 乙が共同企業グループを結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業グループの代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業グループのすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本章に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（受給電力）

- 第2条 甲は、その所有する次項の発電所の発電電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除くすべての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを受電するものとする。なお、甲は、理由の如何を問わず、乙に対して電力を供給できない場合、本項に基づく供給義務を負わないものとする。
- 2 契約の対象となる発電所は、次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力
上市川第一発電所	上市町釈泉寺字笠取	4,800kW
上市川第二発電所	上市町大字稲村字石滝	4,300kW
上市川第三発電所	上市町大字東種字亀田	4,700kW
小矢部川第一発電所	南砺市綱掛字背戸山	12,500kW
小矢部川第二発電所	南砺市太美館字西島	11,800kW

- 3 甲から乙に供給する予定売電電力量は、次のとおりとする。

令和8年度予定売電電力量	120,900,000kWh
令和9年度予定売電電力量	124,200,000kWh
合計予定売電電力量	245,100,000kWh
平均予定売電電力量	122,550,000kWh

- 4 甲から乙に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が、予定売電電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲から全量購入するものとする。なお、甲は、いかなる場合においても、予定売電電力量の供給を保証するものではなく、受給電力量が予定売電電力量に満たないことに関して何らの責任を負わないものとする。

（受給地点、電気方式等）

- 第3条 前条の電力の受給地点、最大電力、周波数及び連系電圧は、次のとおりとする。

発電所名	受給地点	最大電力	周波数	連系電圧
上市川第一発電所	上市町釈泉寺字笠取	4,800kW	60Hz	22kV
上市川第二発電所	上市町大字稲村字石滝	4,300kW	60Hz	22kV

上市川第三発電所	上市町大字東種字亀田	4,700kW	60Hz	66kV
小矢部川第一発電所	南砺市綱掛字背戸山	12,500kW	60Hz	66kV
小矢部川第一発電所（刀利線）	南砺市綱掛字背戸山	50kW	60Hz	3.3kV
小矢部川第二発電所	南砺市太美館字西島	11,800kW	60Hz	66kV
小矢部川第二発電所（太美線）	南砺市太美館字西島	100kW	60Hz	3.3kV

（送電時間）

第4条 甲は、毎日 24 時間送電する。ただし、発電所の点検又は手入を要する場合、その他必要がある場合は、受給電力の全部又は一部の送電を休止することができるものとする。

（受給電力量の計量）

第5条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引電力量計、その他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 前項の計量は、原則として毎月月末に行うものとし、その方法は、一般送配電事業者、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により受給電力量を計量することができない場合の受給電力量については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 乙は、甲と協議のうえ、第2項で定める計量日以外においても、臨時検針を行うことができる。この場合、実務上合理的に可能な限り甲はこれに協力する。

5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

（電力量料金）

【従量制の場合】

第6条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

電力量料金単価 （1kW 時につき）	●●. ●●円 （消費税及び地方消費税相当額は含まない）
-----------------------	---------------------------------

【二部料金制の場合】

第6条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、第2号に定める基本料金の月額に、前条に定める方法により計量された受給電力量に第3号に定める従量料金単価を乗じて得た金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 電力量料金単価

電力量料金単価 (1 kW 時につき)	●●. ●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)
------------------------	---------------------------------

(2) 基本料金の月額

基本料金の月額は、第2条第3項に示した平均予定売電電力量に前号の電力量料金単価を乗じて得た金額から、第2条第3項に示した平均予定売電電力量に次号に定める従量料金単価を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を差し引いた金額の12分の1の金額とし、端数については3月の月額料金に加算した金額（1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額）とする。

基本料金 (1 箇月につき)	4月から2月まで	●●●, ●●●, ●●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)
	3月	●●●, ●●●, ●●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)

(3) 従量料金単価

従量料金単価は、電力量料金単価に10分の●【提案書の従量料金割合】を乗じた額（1銭未満の端数金額があるときは、これを四捨五入した額）とする。

従量料金単価 (1 kW 時につき)	●●. ●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)
-----------------------	---------------------------------

(電力量料金の支払)

第7条 甲及び乙は、毎月の初めに前月分の受給電力量等の料金算定上必要な事項を確認するものとする。

2 甲は、前条の電力量料金を第5条第2項に定める計量日の翌月11日（当該日が富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに納入通知書により乙に請求し、乙は、当該月の21日（休日に当たるときは、その翌日）（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力量料金を甲に支払わない場合、乙は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、当該電力量料金の未支払金額について年14.6パーセント（当該支払期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第8条 乙は甲に対して、第2条第3項に示した合計予定売電電力量に第6条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、甲が乙に対し、契約保証金の支払いを免除した場合は、この限りではない。

2 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲は契約保証金の全額を乙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、甲が充当した金額と同額を乙は契約保証金とし

て支払わなければならない。

- 3 乙が契約保証金を納付した場合において、乙が本契約上の義務をすべて履行したことを甲が確認し、かつ、本契約が終了したときは、乙の請求により、納付された契約保証金（ただし、前項に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金として支払った額を除く。）を控除した額）を乙に無利息で還付するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第9条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（運用申合せ書の作成）

- 第10条 電力の受給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は乙は運用申合せ書を作成するものとする。

（甲の契約解除）

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告のうえ、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が支払期日までに第7条による料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙が、この契約書等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき。
 - (4) 乙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
 - (5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
 - (6) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (7) 乙が、第7項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
 - (8) 乙が、提案書に記載した事項を履行していないことを確認した場合において、履行していない理由が合理的でないと甲が認めるとき。
 - (9) 提案書に記載した内容に虚偽の内容その他悪質な行為があったとき。
 - (10) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、この契約を解除することができる。
- (1) 第9条に違反して権利義務を譲渡したとき。
 - (2) 乙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき。

- (3) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (4) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
 - (6) 乙の電力量料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 第1書第13条の規定によらないで、乙からこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てを受け、又は自らこれらの申立をした場合若しくは支払い停止の状態に陥ったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- 4 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として、第2条第3項に示した合計予定売電電力量に第6条に定める電力量料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、解除により乙に損害が生じて、甲はその賠償責任を負わないものとする。
- 5 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、前項の違約金のほか、甲に生じた損害を賠償しなければならない。甲は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって損害金に充当することができるものとする。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合には、その超える分について賠償するものとする。

- 6 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。
- 7 前項で規定する得べかりし利益は、各号の金額の合計額とする。
- (1) 第6条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。
- (2) 第6条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から契約書第3項で規定する電力受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は予定売電電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、新たな契約の電力量料金単価の方が高い場合、0円とする。
- 8 甲は、乙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、次の掲げる場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲及び乙はその賠償責任を負わない。

(1) 本契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前条第4項から第7項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。ただし、「第1項、第2項又は第3項の規定により」とあるのは、「第1項の規定により」と読み替えるものとする。
- 3 乙は、第1項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、第2条第3項に示した合計予定売電電力量に第6条に規定する電力量料金単価を乗じて計算した額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合には、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の契約解除)

第 13 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約に基づく債務の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。なお、賠償金の額は、甲と乙が協議して、定めるものとする。

(契約解除の通知)

第 14 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに他の当事者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

第 15 条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(託送供給等の契約)

第 16 条 乙は、この契約に基づき、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

(インバランス料金)

第 17 条 発電計画と発電実績値の間に差分（以下「インバランス」という。）が発生した場合、乙の責任においてこれに対応し、甲は関与しないものとする。

2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭及び発電量等の請求は行うことはできないものとする。

(環境価値の取扱い)

第 18 条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第 6 条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

2 乙は、事前に甲の承諾を得たうえで、環境価値を移転させるために必要となる諸手続きを行うものとする。

3 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、甲と乙が協議して、定めるものとする。

(系統連系受電契約)

- 第 19 条 乙は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。
- 2 甲は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は当該契約の締結または変更について、乙に対して申し出るものとする。
- 3 乙は、甲が系統連系受電契約の変更を乙に申し出た場合、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出るものとする。
- 4 一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、乙は、甲の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。

(発電側課金の取扱い)

- 第 20 条 乙は、本発電所を有する甲に対して一般送配電事業者より請求される発電側課金と同額を負担し、発電側課金相当額として電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲と乙との協議により決定する。
- 2 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲と乙との間で協議するものとする。

(契約の変更)

- 第 21 条 必要があるときは、甲と乙が協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は電力の供給を一時停止することができる。
- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲及び乙が協議のうえ、契約を変更することができるものとする。
- 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難しい事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲、乙及び乙が協議のうえ、電力量料金及びその他の契約内容を変更することができる。
- 4 甲と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により甲が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わないものとする。

(費用の負担)

- 第 22 条 この契約の締結、受給電力の購入及び環境価値の移転に係る手続等の必要なすべての費用は乙の負担とする。

(提案書)

- 第 23 条 提案書に記載の内容については、甲と乙が協議のうえ詳細を決定し、乙はその内容について実施計画書を作成のうえ、電力受給期間の 30 日前までに甲に提出するものとする。
- 2 甲は、提案書に記載の内容のうち、乙が履行してはならない内容を示すことができる。この場合において、乙は、当該内容を履行してはならない。
- 3 乙は、提案書に記載の内容の実施状況が確認できる資料を年 2 回甲に提出するものし、提出期限は上半期分 9 月末、下半期分 3 月末とする。ただし、甲から簡易な報告の求めがあった場合は、そ

の都度報告するものとする。

(守秘義務)

第 24 条 甲及び乙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又はこの契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報)

第 25 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関して生じた甲及び乙間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 27 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第 15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第 3 の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第 4 の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第 5 の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1) から (3) までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1) から (4) までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。